



三重県公報

令和8年7月17日 (金)

第 737 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
459	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
460	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
461	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
462	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
463	同件	(同)	3
464	同件	(同)	4
465	同件	(同)	4
466	三重県営サンアリーナの利用料金の承認	(観 光 総 務 課)	5
公 告			
	三重県情報公開条例の規定による令和7年度における実施状況の公表	(文書・情報公開課)	8
	指定管理者の募集	(ダイバーシティ社会推進課)	10
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	11
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	11
	同件	(同)	12
人 事 委 公 告			
	令和8年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(人 事 委 員 会)	12
	令和8年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施	(同)	14
	令和8年度三重県職員採用候補者C試験(キャリア不問枠)の実施	(同)	15
	令和8年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験の実施	(同)	16
	令和8年度三重県警察官A採用候補者試験(2回目)の実施	(同)	18
	令和8年度三重県警察官B採用候補者試験の実施	(同)	19
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(水 産 資 源 課)	21

告 示

三重県告示第 459 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和8年7月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470700309	訪問介護事業所なでしこ苑	三重県松阪市川井町字中道 53 番地 4	社会福祉法人長寿会	令和8年 3月31日	訪問介護
2471200036	株式会社米岡家具センター 府中営業所	三重県伊賀市土橋 63-1	株式会社米岡家具センター	令和8年 3月31日	特定福祉 用具販売
2470201068	Y M C A 在宅介護サービス センター訪問介護事業所	三重県四日市市阿倉川町 14 番 16 号	社会福祉法人三重ワイ エムシイエイ福祉会	令和8年 4月30日	訪問介護
2470506441	S i n c e r i t e ヘルパ ーステーション	三重県津市雲出本郷町 1523-4	沼口幸福社株式会社	令和8年 4月30日	訪問介護
2470200284	Y M C A 在宅介護サービス センター通所介護事業所	三重県四日市市阿倉川町 14 番 16 号	社会福祉法人三重ワイ エムシイエイ福祉会	令和8年 4月30日	通所介護
2470504214	老人短期入所施設 渋見苑	三重県津市渋見町 42 番地 1	一般社団法人 津共和 福祉会	令和8年 4月30日	短期入所 生活介護
2471300703	訪問介護ステーションそら まめ	三重県名張市希中央 5 番 町 35 番地	医療法人康成会	令和8年 5月31日	訪問介護
2461390045	訪問看護ステーションそら まめ	三重県名張市百合ヶ丘東 9 番町 260 番地	医療法人康成会	令和8年 5月31日	訪問看護
2471300307	デイサービスそらまめ	三重県名張市百合ヶ丘東 9 番町 165	医療法人康成会	令和8年 5月31日	通所介護
2471300711	デイサービスそらまめ希中央 台	三重県名張市希中央 5 番 町 35 番地	医療法人康成会	令和8年 5月31日	通所介護
2470502689	株式会社マルトアステム 津支店	三 重 県 津 市 上 弁 財 町 11-33	株式会社マルトアステ ム	令和8年 5月31日	特定福祉 用具販売
2471301545	ヘルパーステーションほっ とライフサービス	三重県名張市桔梗が丘五 番町九街区 1812 番地 10	株式会社ほっとライフ サービス桔梗	令和8年 6月16日	訪問介護
2461390144	訪問看護ステーションここ ろ	三重県名張市桔梗が丘五 番町九街区 1812 番地 10	株式会社ほっとライフ サービス桔梗	令和8年 6月16日	訪問看護

三重県告示第 460 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和8年7月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2471200036	株式会社米岡家具センター 府中営業所	三重県伊賀市土橋 63-1	株式会社米岡家具センター	令和8年 3月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
2460590363	A P てれさ津訪問看護ステ ーション	三重県津市乙部 27 番 10 号	株式会社佳泉	令和8年 4月30日	介護予防 訪問看護
2470504214	老人短期入所施設 渋見苑	三重県津市渋見町 42 番地 1	一般社団法人 津共和 福祉会	令和8年 4月30日	介護予防 短期入所 生活介護
2461390045	訪問看護ステーションそら	三重県名張市百合ヶ丘東	医療法人康成会	令和8年	介護予防

	まめ	9 番町 260 番地		5 月 31 日	訪問看護
2470502689	株式会社マルトアステム 津支店	三重県津市上弁財町 11-33	株式会社マルトアステ ム	令和 8 年 5 月 31 日	特定介護 予防福祉 用具販売
2461390144	訪問看護ステーションこ ろ	三重県名張市桔梗が丘五 番町九街区 1812 番地 10	株式会社ほっとライフ サービス桔梗	令和 8 年 6 月 16 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 461 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライズ	代表取締役社長 前川 昌治	三重県津市庄田町 1957 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
江内田 幸嗣	玄米（三重県・愛知県）	K2414165

三重県告示第 462 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 463 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 464 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 465 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 466 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営サンアリーナの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営サンアリーナの利用料金の承認（令和 7 年 5 月 2 日三重県告示第 349 号）は、令和 8 年 8 月 31 日限り廃止します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定管理者

株式会社スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

2 利用料金の額

(1) 施設

区 分				1 時間当たりの金額（円）			
				※（ ）の中は、土曜日、日曜日及び休日の金額			
				午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合		入場料を徴収しない場合		8,580 (10,260)	10,260 (12,150)	12,560 (14,660)
			入場料を徴収する場合で入場 料の額が 3,000 円未満		44,000 (52,370)	52,370 (62,850)	66,000 (78,560)
			入場料を徴収する場合で入場 料の額が 3,000 円以上		88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合			88,000 (104,750)	104,750 (125,700)	132,000 (157,130)	
	式典、集会等に利用する場合			22,000 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (39,800)	
	展示会、見本市等に利用する場合			33,510 (39,800)	37,700 (44,000)	47,130 (56,560)	
	アマチュア スポーツ又 はレクリ エーションに 利用する場 合	コート貸 し	一面一時 間につき （最大 2 時間まで。 照 明 含 む。）	卓球	500	500	500
				バドミントン ソフトバレー	560	560	560
バスケットボール バレーボール テニス				1,520	1,520	1,520	
フットサル				2,030	2,030	2,030	
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに利用 する場合		入場料を徴収しない場合		1,670 (2,080)	2,080 (2,610)	2,710 (3,130)
			入場料を徴収する場合で入場 料の額が 3,000 円未満		10,470 (13,080)	13,080 (15,700)	15,700 (18,850)
			入場料を徴収する場合で入場 料の額が 3,000 円以上		20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)
	音楽、プロスポーツ等の興行に利用する場合			20,950 (26,180)	26,180 (31,420)	31,420 (37,700)	
	式典、集会等に利用する場合			8,370 (10,470)	10,470 (12,560)	12,560 (15,700)	
	展示会、見本市等に利用する場合			12,560 (15,700)	15,700 (18,850)	18,850 (23,030)	

	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	コート貸し	一面 1 時間につき (最大 2 時間まで。 照 明 含 む。)	卓球	500	500	500
				バドミントン ソフトバレー	560	560	560
				バスケットボール バレーボール テニス	1,520	1,520	1,520
				フットサル	2,030	2,030	2,030
				ボルダリング (1 人当たり)	200	200	200
国際会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		9,000 (10,470)	10,470 (12,770)	13,200 (15,500)	
		その他に利用する場合		4,400 (5,230)	5,020 (6,070)	6,280 (7,330)	
レセプション室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		8,580 (10,050)	10,050 (12,150)	12,560 (14,660)	
		その他に利用する場合		4,180 (5,020)	5,020 (5,860)	6,480 (7,750)	
第一会議室					620 (780)	780 (930)	980 (1,150)
第二会議室					620 (780)	780 (930)	980 (1,150)
第三会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)	
		その他に利用する場合		1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)	
第四会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		1,670 (2,200)	2,200 (2,610)	2,710 (3,230)	
		その他に利用する場合		830 (1,030)	1,030 (1,250)	1,350 (1,560)	
第五会議室		営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合		3,130 (3,760)	3,760 (4,500)	4,810 (5,750)	
		その他に利用する場合		1,560 (1,880)	1,880 (2,200)	2,400 (2,820)	
第一特別室					3,130	3,130	3,130
第二特別室					3,130	3,130	3,130
フィットネススタジオ					830 (1,030)	830 (1,030)	830 (1,030)

(2) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区 分		1 年間の金額 (円)
レストラン		2,851,850
その他の場所 (一平方メートル当たり)	25 平方メートルまでの利用面積	49,900
	25 平方メートルを超えて、50 平方メートルまでの利用面積	37,680
	50 平方メートルを超えて、100 平方メートルまでの利用面積	28,510
	100 平方メートルを超えて、200 平方メートルまでの利用面積	23,420
	200 平方メートルを超える利用面積	20,370

(3) 特定設備

区 分			単 位	金 額 (円)
大型映像装置			1 時間につき	5,500
音響設備	メインアリーナ	マイク 3 本を超えて利用する場合	1 日につき	18,850
		上記以外の場合	1 日につき	3,130
	サブアリーナ		1 日につき	3,130

照明設備	メインアリーナ	全部点灯	1 時間につき	7,530
		4 分の 3 点灯	1 時間につき	6,120
		2 分の 1 点灯	1 時間につき	4,080
		4 分の 1 点灯	1 時間につき	2,030
	サブアリーナ	全部点灯	1 時間につき	2,540
		2 分の 1 点灯	1 時間につき	1,490
		4 分の 1 点灯	1 時間につき	740
冷暖房設備	メインアリーナ		1 時間につき	31,370
	サブアリーナ		1 時間につき	13,130
壁面収納可動席			1 区画 1 日につき	12,980

(4) 設備及び器具

区 分	設 備 器 具 名	単 位	金 額 (円)
舞台装置 (1日当たり)	組立舞台	1台	1,350
	金屏風	1双	2,080
	演台(花台を含む。)	1台	2,820
	司会者用演台	1台	1,030
	ホリゾン幕	1枚	2,500
	大黒幕	一式	5,230
	1文字幕	1枚	2,080
	前引幕	1対	5,230
	前引幕用レール	1セット	3,130
	袖幕	1対	1,880
	スクリーン	1枚	5,230
	舞台照明器具(電気代を含む。)	1灯	670
	持込舞台照明器具電気代	1灯	400
体育器具 (1日当たり)	電光得点表示盤	1台	2,200
	得点・タイマー表示器	1台	1,030
	移動式バスケットゴール	1面	1,560
	テニス	1面	620
	バドミントン	1面	300
	バレーボール	1面	1,250
	レスリング用具	1面	2,610
	ソフトバレーボール	1面	620
	卓球用具	1面	200
	ハンドボールゴール	1面	410
	柔道用畳	1枚	20
	ボクシングリング	一式	1,670
	新体操マット	1面	2,080
	体操(男子種目)	一式	12,560
	体操(女子種目)	一式	10,470
	体操マット	1面	2,080
	フットサルゴール	1面	410
	ボルダリング	1面	3,050
	ボルダリング(2時間以内)	1面	1,830
トレーニング室	基本利用	1回(2時間単位)	500

		当月	4,400
		休室料	16,500
		ボルダリング（2時間以内）（オプション利用）	1回 300
その他 （1日当たり）	吊り物用ボタン	1本	1,030
	椅子	1脚	20
	長机	1卓	50
	フォークリフト	1台	6,280
	コンパネ	1枚	50
	フロアシート（非防水）	1枚	580
	ピンスポット（電気代を含む。）	1台	2,710
	パーティションパネル	1枚	300
	フックランプ	1個	150
	ピクチャーハンガー	2本1組	50
	平台	1枚	300
	イントレ	1坪・段	2,080
	地絨	1枚	5,230
	布ケコミ	1枚	2,610
	国旗	1枚	2,080
	県旗	1枚	2,080
	袖パネル	1枚	1,030
	国際会議室・レセプション室用看板	1枚	1,030
	看板印刷	1m	1,030
	持込電気機器電気代（小口A）	1コンセント	670
	持込電気機器電気代（小口B）	1台	260
	仮設電源利用料	1ブレーカー	4,080
	メインアリーナ諸室モニター装置	一式	3,300
	プロジェクター（小）	1台	5,230
	ワイヤレススピーカー	1台	1,560
	ピアノ	1台	10,470
	テント	1張	10,470
	白布	1枚	2,200
	円型テーブルクロス	1枚	2,200
	運動会用備品一式	一式	3,300

3 利用承認の年月日

令和8年7月8日

4 利用料金の適用年月日

令和8年9月1日

公 告

三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第30条の規定に基づき、令和7年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和8年7月17日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	699	180	879
法 人	2,485	737	3,222
計	3,184	917	4,101

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
549	69	2,367	2,985	517	14	585	4,101

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、文書・情報公開課、本庁各担当課及び警察本部総務課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、地方独立行政法人三重県立総合医療センター及び公立大学法人三重県立看護大学で受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳							取下げ等	合 計
	開 示	部分開示	非 開 示	不 存 在	存否応答拒否	その他非開示	小 計		
件 数	3,696	646	3	134	20	2	4,501	155	4,656

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実 施 機 関			件 数	実 施 機 関			件 数
知 事	総 務 部	69	行 政 委 員 会 等	議 会	5		
	政 策 企 画 部	6		教 育 委 員 会	442		
	地域連携・交通部	172		公 安 委 員 会	1		
	防 災 対 策 部	11		警 察 本 部 長	43		
	医 療 保 健 部	167		選 挙 管 理 委 員 会	19		
	子 ども ・ 福 祉 部	42		人 事 委 員 会	4		
	環 境 生 活 部	86		監 査 委 員	0		
	農 林 水 産 部	470		労 働 委 員 会	0		
	雇 用 経 済 部	28		収 用 委 員 会	0		
	観 光 部	6		海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0		
	県 土 整 備 部	2,791		内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0		
	出 納 局	1		企 業 庁 長	126		
	小 計	3,849		病 院 事 業 庁 長	3		
				地 方 独 立 行 政 法 人 三 重 県 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	0		
				公 立 大 学 法 人 三 重 県 立 看 護 大 学	9		
		小 計	652				
			合 計	4,501			

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

令和 6 年度 からの繰越 件数	令和 7 年度 の諮問件数	令和 7 年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	取下げ
		認 容	一部認容	棄 却		
15	14	0	3	18	8	0

注 この表は、審査請求のうち、取下げの件数及び三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

次のとおりみえ県民交流センターに係る指定管理者を募集します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 施設の概要

- (1) 名 称 みえ県民交流センター（以下「センター」といいます。）
- (2) 所在地 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階
- (3) 規模等
 - 開設 平成 13 年 4 月
 - 面積 2,329 m²のうち指定管理対象 975.4 m²
 - 構造 鉄骨造

2 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) センターの事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- (3) センターの利用料金の収受に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他センターの管理上必要な業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法

「7 担当部局」の場所で、令和 8 年 7 月 16 日（木）から同月 28 日（火）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで配布します。

なお、郵送を希望する場合には、着払いの小包で発送しますので、電話または F A X、電子メールのいずれかで「7 担当部局」あてに令和 8 年 7 月 28 日（火）午後 5 時までに必着するようお申し込みください。
- (3) 応募者説明会

令和 8 年 8 月 4 日（火）午前 10 時からセンターにおいて行います。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付

「7 担当部局」の場所へ、令和 8 年 9 月 4 日（金）から同月 18 日（金）までの間に持参又は郵送してください。

なお、持参の場合は、三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で 9 月 18 日（金）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類をもとに、みえ県民交流センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課NPO班
電話 059-222-5981
FAX 059-222-5984
電子メール seiknpo@pref.mie.lg.jp

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津城山
津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 8 年 7 月 17 日から同年 8 月 17 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 6 月 17 日から令和 9 年 1 月 13 日まで
- 3 作業地域
桑名市長島町千倉

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 6 月 4 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域
志摩市大王町波切

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、多気町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
多気都市計画用途地域
- 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、多気町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 17 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
多気都市計画準防火地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

人 事 委 公 告

令和 8 年度三重県職員採用候補者 B 試験及び C 試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 7 月 17 日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

(1) B 試験

試 験 区 分	採用予定数
警 察 事 務	約 10 名
司 書	約 1 名

(2) C 試験

試 験 区 分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約 10 名
自然分野	農 業	約 5 名
	林 業	約 1 名
工 学 分 野	総合土木	約 14 名
	電 気	約 1 名
警 察 事 務		約 5 名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) B 試験

- ア 平成 11 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた人
- イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

(2) C 試験

- ア 平成 17 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人
- イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
- ウ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 試験内容

B試験及びC試験（一般事務及び警察事務）

(1) 第1次試験

ア 試験種目

(ア) B試験

教養試験及び専門試験

(イ) C試験（一般事務及び警察事務）

教養試験

イ 試験日

令和8年9月27日（日）

ウ 試験会場

(ア) B試験

三重県立津高等学校（津市新町3丁目1-1）

(イ) C試験（一般事務及び警察事務）

三重県立津高等学校（津市新町3丁目1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町1-1）

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

ア 試験種目

(ア) B試験

論文試験及び総合人物試験

(イ) C試験（一般事務及び警察事務）

作文試験及び総合人物試験

イ 試験日及び試験会場

令和8年10月下旬から同年11月上旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

C試験（農業、林業、総合土木及び電気）

ア 試験種目

教養試験、専門試験、作文試験及び総合人物試験

イ 試験日

令和8年9月23日（水） 総合人物試験

同月27日（日） 教養試験、専門試験及び作文試験

ウ 試験会場

令和8年9月23日（水） 三重県吉田山会館（津市栄町1丁目891）

同月27日（日） 三重県立津高等学校（津市新町3丁目1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町1-1）

6 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：<https://saiyo.pref.mie.lg.jp>）から申し込んでください。

7 受験申込みの受付期間

令和8年7月17日（金）から同年8月17日（月）正午までとします。

なお、令和8年8月17日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

8 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

9 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防

災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。

- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和 8 年度市町立小中学校職員採用候補者 B 試験及び C 試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 7 月 17 日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

(1) B 試験

試 験 区 分	採用予定数
学 校 事 務	約 12 名

(2) C 試験

試 験 区 分	採用予定数
学 校 事 務	約 2 名

2 職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) B 試験

ア 平成 11 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

(2) C 試験

ア 平成 17 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

ア B 試験

教養試験及び専門試験

イ C 試験

教養試験

(2) 試験日

令和 8 年 9 月 27 日（日）

(3) 試験会場

ア B 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3 丁目 1-1）

イ C 試験

三重県立津高等学校（津市新町 3 丁目 1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

ア B 試験

論文試験及び総合人物試験

イ C 試験

作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和8年10月下旬から同年11月上旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：https://saiyo.pref.mie.lg.jp）から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和8年7月17日（金）から同年8月17日（月）正午までとします。

なお、令和8年8月17日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員採用候補者B試験又はC試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和8年度三重県職員採用候補者C試験（キャリア不問枠）を次のとおり実施します。

令和8年7月17日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約6名
警察事務		約2名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

(1) 昭和52年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

(2) 次の各号に該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

イ 平成11年改正前の民法（昭和29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除きます。）

ウ 日本の国籍を有しない人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5 第1次試験

(1) 試験種目

基礎能力試験

(2) 試験日

令和8年9月27日（日）

(3) 試験会場

三重県立津高等学校（津市新町3丁目1-1）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

作文試験及び総合人物試験

(2) 試験日及び試験会場

令和8年10月下旬から同年11月上旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：<https://saiyo.pref.mie.lg.jp>）から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和8年7月17日（金）から同年8月17日（月）正午までとします。

なお、令和8年8月17日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者C試験（キャリア不問枠）採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和8年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験を次のとおり実施します。

令和8年7月17日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
一般行政分野	行政	約17名
	行政（デジタル）	約1名
情報分野	警察デジタル	約1名
福祉分野	福祉技術	約1名
環境分野	環境化学	約1名
自然分野	農学	約1名
	林学	約1名
	水産	約1名
工学分野	総合土木	約2名
	建築	約1名
	電気	約1名
健康衛生分野	薬剤師	約1名
	保健師	約1名
	管理栄養士	約1名

2 職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁及び病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察デジタルは警察本部又は警察署において技術的業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

(1) 次に掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

ア 昭和 40 年 4 月 2 日以降に生まれた人

イ 受験申込時に、民間企業等における職務経験（試験区分の業務に関連するものに限ります。）の年数が次のとおりある人

大学・大学院卒業：5 年以上

短期大学・高等専門学校・高等学校卒業：7 年以上

上記以外：10 年以上

ウ 受験申込時において三重県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除きます。）でない人

エ 日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察デジタル」及び「建築」に限ります。）

オ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）の規定による薬剤師免許を有する人（ただし、試験区分「薬剤師」に限ります。）

カ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定による保健師免許を有する人（ただし、試験区分「保健師」に限ります。）

キ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の規定による管理栄養士免許を有する人（ただし、試験区分「管理栄養士」に限ります。）

(2) 次の各号に該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

イ 平成 11 年改正前の民法（昭和 29 年法律第 89 号）の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除きます。）

5 第 1 次試験

(1) 試験種目

基礎能力試験及び総合人物試験（適性検査）

(2) 試験日

令和 8 年 9 月 1 日（火）から同月 29 日（火）までのうち受験者が選択する日

(3) 試験会場

全国主要都市等に設置されるテストセンター会場のうち受験者が選択する会場又はオンライン会場（自宅等のパソコンで受験）

6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

論文試験、総合人物試験、経験確認試験（「行政」及び「行政（デジタル）」に限ります。）及び経験・専門性確認試験（「警察デジタル」、「福祉技術」、「環境化学」、「農学」、「林学」、「水産」、「総合土木」、「建築」、「電気」、「薬剤師」、「保健師」及び「管理栄養士」に限ります。）

(2) 試験日及び試験会場

令和 8 年 10 月下旬から同年 11 月下旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：<https://saiyo.pref.mie.lg.jp>）から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和 8 年 7 月 17 日（金）から同年 8 月 17 日（月）正午までとします。

なお、令和 8 年 8 月 17 日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

10 その他

- (1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所でも配布します。
- (2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和8年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）を次のとおり実施します。

令和8年7月17日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数		
警察官A	男性	約3名		
	女性	約2名		
	武道	柔道	男性	約2名
	キャリアチェンジ	約4名		

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

- (1) 平成3年4月2日以降に生まれた人（「男性」及び「武道（柔道）男性」にあっては男性、「女性」にあっては女性とします。）で、次に掲げるもの
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人
 - イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人
- (2) 日本の国籍を有する人
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人
- (4) 受験申込時に、民間企業等における職務経験の年数が2年以上ある人（ただし、試験区分「キャリアチェンジ」に限ります。）

5 第1次試験

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験

警察官A（武道） 教養試験及び実技試験

警察官A（キャリアチェンジ） 基礎能力試験及び適性検査

なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。

(2) 試験日

ア 警察官A（男性・女性・武道）

令和8年9月20日（日）

イ 警察官A（キャリアチェンジ）

令和8年9月1日（火）から同月29日（火）までのうち受験者が選択する日

(3) 試験会場

ア 警察官A（男性・女性・武道）

三重県警察学校（津市高茶屋4丁目36-9）

イ 警察官 A (キャリアチェンジ)

全国主要都市等に設置されるテストセンター会場のうち受験者が選択する会場又はオンライン会場（自宅等のパソコンで受験）

6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

体力試験、論文試験、人物試験、適性検査及び身体検査

(2) 試験日及び試験会場

令和8年10月下旬から同年11月中旬までのうちいずれか指定する日

三重県人事委員会が指定する場所

7 受験申込み

申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：https://saiyo.pref.mie.lg.jp）から申し込んでください。

8 受験申込みの受付期間

令和8年7月17日（金）から同年8月17日（月）正午までとします。

なお、令和8年8月17日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。

9 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として令和9年4月1日の予定です。

10 その他

(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。

(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

令和8年度三重県警察官B採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和8年7月17日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘

1 試験区分及び採用予定数

試 験 区 分		採 用 予 定 数
警察官 B	男性	約 16 名
	女性	約 6 名
	サイバー捜査	約 1 名
	キャリアチェンジ	約 3 名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4 受験資格

次に掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1) 平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（「男性」にあつては男性、「女性」にあつては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

- (2) 日本の国籍を有する人
 - (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
 - (4) 受験申込時に、民間企業等における職務経験の年数が 2 年以上ある人（ただし、試験区分「キャリアチェンジ」に限ります。）
- 5 第 1 次試験
- (1) 試験種目
 - 警察官 B（男性・女性） 教養試験
 - 警察官 B（サイバー捜査） 教養試験及び専門試験 I
 - 警察官 B（キャリアチェンジ） 基礎能力試験及び適性検査なお、特定の資格を有する人に資格加点があります。
 - (2) 試験日
 - ア 警察官 B（男性・女性・サイバー捜査）
令和 8 年 9 月 20 日（日）
 - イ 警察官 B（キャリアチェンジ）
令和 8 年 9 月 1 日（火）から同月 29 日（火）までのうち受験者が選択する日
 - (3) 試験会場
 - ア 警察官 B（男性・女性）
三重県警察学校（津市高茶屋 4 丁目 36-9）
三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）
三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）
 - イ 警察官 B（サイバー捜査）
三重県警察学校（津市高茶屋 4 丁目 36-9）
 - ウ 警察官 B（キャリアチェンジ）
全国主要都市等に設置されるテストセンター会場のうち受験者が選択する会場又はオンライン会場（自宅等のパソコンで受験）
- 6 第 2 次試験
- 第 1 次試験合格者について次により行います。
- (1) 試験種目
体力試験（「サイバー捜査」を除きます。）、作文試験、人物試験、適性検査及び身体検査
 - (2) 試験日及び試験会場
令和 8 年 10 月下旬から同年 11 月中旬までのうちいずれか指定する日
三重県人事委員会が指定する場所
- 7 受験申込み
- 申込みは原則としてインターネットに限り、三重県職員採用ポータルサイト（URL：<https://saiyo.pref.mie.lg.jp>）から申し込んでください。
- 8 受験申込みの受付期間
- 令和 8 年 7 月 17 日（金）から同年 8 月 17 日（月）正午までとします。
- なお、令和 8 年 8 月 17 日正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。
- 9 採用
- この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。
- 採用の時期は、原則として令和 9 年 4 月 1 日の予定です。
- 10 その他
- (1) 警察官 B（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。
なお、大阪府の採用予定数は、約 2 名です。
 - (2) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、三重県職員採用ポータルサイトに掲載の受験案内を参照してください。なお、受験案内は、三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署でも配布します。
 - (3) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県

勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932) へしてください。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年7月17日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 業務名

漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）までとします。

(4) 業務履行場所

落札業者（契約者）の造船所等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年8月7日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 宮澤
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部水産資源課資源管理班 担当 田路
電話 059-224-2582 ファクシミリ 059-224-2608

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年8月27日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年8月21日（金）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和8年8月21日（金）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月27日（木）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年8月27日（木）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年8月27日（木）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加

資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Intermediate inspection and repairs of the fisheries patrol vessel “Ise”

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, August 27, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, August 27, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, August 27, 2026.

(4) Managing Authority:

Fishery Resources Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
